

「特許権の間接侵害の国際比較」 参照条文等

※中国、韓国及びインドの条文は、いずれも仮訳である。

	日本 	中国 	韓国 	インド 
侵害	<p>特許法 (侵害とみなす行為) 第101条 次に掲げる行為は、当該特許権又は専用実施権を侵害するものとみなす。 一 特許が物の発明についてされている場合において、業として、その物の生産にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為 二 特許が物の発明についてされている場合において、その物の生産に用いる物(日本国内において広く一般に流通しているものを除く。)であつてその発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為 (以下略)</p>	<p>民法典 第1169条 不法行為の実行において、行為者を幫助し、又は教唆した者は、行為者と連帯してその責任を負う。 (以下略) 最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(二) 第21条 ある者が、当該物が専利の実施のためにのみ用いられる材料、器具、部品又は中間物等であることを明確に知りながら、生産又は経営の目的で、その物を専利侵害行為を実行する第三者に提供したときは、人民法院は、当該提供者の行為が民法典1169条に定める不法行為の実行において他者を幫助する行為に当たるとの権利者による主張を認めるものとする。 ある者が、当該物又は方法について専利権が付与されていることを明確に知りながら、専利権者の許諾なくして、生産又は経営の目的で、第三者を積極的に誘引して専利侵害行為を実行させたときは、人民法院は、当該誘引者の行為が民法典1169条に定める不法行為の実行において他者を教唆する行為に当たるとの権利者による主張を認めるものとする。</p>	<p>特許法 第127条(侵害とみなす行為) 業として次に掲げる行為を行う場合は、特許権又は専用実施権を侵害するものとみなす。 一 物の発明の場合に、その物の生産にのみ用いられる物品を生産し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為 (以下略)</p>	<p>1970年特許法 第48条(特許権者の権利) この法律の他の規定及び第47条に定める条件に従い、この法律により付与された特許が特許権者に授与するものは、 (a) 特許の対象が物であるときは、その許諾を得ていない第三者に対し、インドにおいて、その物の製造、使用、販売のための提供若しくは販売、又はそれらの目的での輸入をさせない独占的な権利 (以下略)</p>
差止	<p>特許法 (差止請求権) 第100条 特許権者又は専用実施権者は、自己の特許権又は専用実施権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。 (2項略)</p>	<p>民法典 第179条 民事責任の主な形式は、次のものを含む。 (1) 侵害の停止 (以下略)</p>	<p>特許法 第126条(侵害に対する差止請求権等) 1 特許権者又は専用実施権者は、自己の権利を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、侵害の差止め又は予防を請求することができる。 (以下略)</p>	<p>1970年特許法 第108条(侵害訴訟における救済) (1) いかなる侵害訴訟においても裁判所が認めることのできる救済は、(裁判所が適当と認める条件があるときは、それを付した)差止め及び原告の選択による損害賠償又は不当利得を含む。 (以下略)</p>